

(証券コード9361)
2023年9月5日

株 主 各 位

富山県高岡市伏木湊町5番1号
伏木海陸運送株式会社
代表取締役社長 大門 督 幸

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.fkk-toyama.co.jp/ir/soukai/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年9月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年9月26日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 富山県高岡市伏木湊町5番1号 当社 4階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
- (1) 第106期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第106期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使について

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参ください。
 - ◎ご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、適切な感染予防措置を講じたうえで開催いたします。

ご出席される株主の皆様におかれましては、開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

株主総会当日にお土産の配布等は予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化と内部留保の充実を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第106期の期末配当金につきましては、2024年3月31日に創立80周年を迎えることから、普通配当30円に記念配当10円を加え、1株につき40円といたしたいと存じます。これにより、既に1株につき20円の間配当金をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき40円
(うち、普通配当30円・創立80周年記念配当10円)
総額103,841,760円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年9月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 100,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
《新任》 まつ うら たか お 松 浦 孝 雄 (1964年10月15日生)	1990年11月 当社入社 2014年10月 当社経営企画室次長 2017年4月 当社経営企画室長 2017年7月 当社関連事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社高岡ステーションビル 代表取締役社長	900株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、主に経営企画・関連事業部門を歴任し、経営企画・関連事業部門における豊富な業務経験と知見を有していることから、新たに取締役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	はやし のぶ よし 林 延 佳 (1958年4月30日生)	1977年4月 当社入社 2010年10月 当社総務部長 2014年9月 当社取締役総務部長 2022年9月 当社常任監査役（現任）	3,700株
(監査役候補者とした理由) 同氏は、主に管理部門を歴任し、豊富な業務経験と知見を有していることから、客観的かつ公正に監査できるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。			
2	なか むら まさ じ 中 村 正 治 (1969年8月11日生) <社外監査役>	1993年4月 南陽株式会社入社 1995年2月 南陽株式会社取締役 1997年2月 南陽株式会社代表取締役社長 2002年9月 当社監査役（現任） 2016年7月 サニーライブホールディングス株式会社代表取締役社長（現任） 2016年7月 光陽興産株式会社代表取締役会長（現任） 2017年10月 南陽吉久株式会社代表取締役社長（現任） 2018年6月 万葉線株式会社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) サニーライブホールディングス株式会社 代表取締役社長 光陽興産株式会社 代表取締役会長 南陽吉久株式会社 代表取締役社長 万葉線株式会社 代表取締役社長	1,200株
(社外監査役候補者とした理由) 同氏の長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点が、的確かつ公正な監査に寄与すると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって21年となります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	《新任》 やま だ りょう いち 山 田 亮 一 (1959年8月16日生) <社外監査役>	1978年4月 金沢国税局入局 2013年7月 輪島税務署長 2019年7月 金沢国税局徴収部長 2020年7月 金沢国税局退職 2020年8月 山田亮一税理士事務所所長 2021年5月 あさひ税理士法人代表社員（現任） 2021年9月 あさひ保険サービス合同会社代表社員（現任） （重要な兼職の状況） あさひ税理士法人 代表社員 あさひ保険サービス合同会社 代表社員	0株
(社外監査役候補者とした理由) 同氏の長年にわたる国税局における豊富な経験と税務及び会計に関する知見が、的確かつ公正な監査に寄与すると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村正治、山田亮一の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は、山田亮一氏が選任された場合は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ひづめ いさむ 樋爪 勇 (1946年7月7日生)	1971年4月 弁護士登録(富山県弁護士会) 正力法律事務所入所 1980年2月 樋爪法律事務所開設 (現 樋爪・大原法律事務所) 1988年4月 富山県弁護士会会長 (重要な兼職の状況) 樋爪・大原法律事務所 所長	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 同氏は、弁護士としての豊富な経験や企業経営に関する知見を有しており、的確かつ公正な監査に寄与すると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 樋爪勇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます坂本重一氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
さかもと しげかず 坂本 重一	2014年11月 当社監査役(現任)

以上

